

# 平成 29 年度事業計画書

本法人は、その設立の目的として、輻射科学に関する研究の助成および奨励に関する事業を行い、その発達に寄与することを掲げている。この目的の達成のため、本年度は定款に定める以下の事業を行う計画である。

## [公 1] 輻射科学に関する基礎的萌芽的研究の助成と優れた研究者の表彰

### (1) 研究助成事業（定款第 4 条第 1 項）

本事業では本法人の目的達成のために輻射科学に関する基礎的萌芽的研究の助成を行う。科学研究に対する助成としては、文部科学省の科学研究費補助金をはじめとする多くの研究助成制度が存在するが、近年における顕著な傾向として、それらのほとんどが達成すべき目標を明確にし、準備状況や研究計画を具体的に示すことを求めている。本事業においては、これらと一線を画し、前述のようなプロジェクトに対する支援ではなく、明確な目標にまで到らない萌芽的研究を行っている若手研究者の育成を主眼として長期的な視点から助成対象を選別する。

助成金額は 10 万円、20 万円、30 万円の 3 種とし、申請者が選択する。助成は本法人のホームページに公開する公募要項に基づいて行う。審査基準は、上記の趣旨を明示した助成規程をホームページに公開することで周知する。審査は、毎年 1 回代表理事が指名し委嘱する有識者により構成される審査委員会が行い、助成金額に応じて数件を選ぶ。審査委員名はホームページに公開する。ただし、申請者と利害関係を有する審査委員は、当該申請の審査から除外する。

### (2) 研究者表彰事業「輻射科学研究会奨励賞」（定款第 4 条第 4 項）

輻射科学に関する優れた研究者の表彰を行う。同様の表彰制度は多くの学会が設けているが、その多くは特定の成果を対象に選定を行うものである。本事業では法人設立の目的に即して、広く輻射科学の発達に寄与する人材の育成をめざし、これに該当する個人を表彰することを目指す。

表彰の対象は事業[公 2]の例会において過去 2 年以内に研究発表を行った学生、もしくは発表時に 40 歳未満の若手研究者とする。受賞者は例会において表彰し、副賞として 1 万円を贈る。審査基準は、上記の趣旨を明示した選奨規程をホームページに公開することで周知する。審査は、毎年 1 回代表理事が指名し委嘱する有識者により構成される選奨委員会が行い、1~2 名を選ぶ。選奨委員名はホームページに公開する。ただし、候補者と利害関係を有する選奨委員は、当該申請の審査から除外する。

**[公2] 輻射科学研究会例会等の開催による輻射科学に関する専門的知識の普及**

**(1) 研究会・講演会開催事業（定款第4条第2項）**

本事業では本法人の目的達成のために年に数回程度例会(見学会を含む)を開催し、一般に公開して輻射科学に関する知識の普及に努める。

例会の研究発表はホームページにより公募し、内容を代表理事および業務執行理事が確認の上、採否を決定する。毎回のプログラムを含む開催案内をホームページに公表し、一般に周知する。参加は事前申し込みを必要とせず、参加費は無料とする。

**[公3] 輻射科学研究会資料集の作成ならびに販売**

**(1) 資料集作成・販売事業（定款第4条第3項）**

本法人の目的達成のために広く関連分野の研究者から研究内容を紹介する論文・記事の寄稿を求め、これを集成した輻射科学研究会資料集を毎年作成して販売する。本年度は70冊程度発行する。具体的には、事業[公2]により開催する例会で発表を行う研究者に寄稿を求め、内容を代表理事および輻射科学に精通した業務執行理事が査読の上、採録に値すると判断したものを編集し収録する。内容に問題があると判断した場合は、学術誌論文の査読に準じて利害関係のない複数の専門家に判断を求め、その結果に応じて採録を決定する。